

第五節 指図

(貨物の処分権)

第二十七條 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすれば、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合に提出しなければなりません。

4 貨物引換証の所持人は、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

4 貨物引換証の所持人は、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

2 前項の規定により、指図に応しないときは、運滞なく、その旨を荷受人又は貨物引換証の所持人に通知します。

第六節 事故

(事故の際の措置)

第二十九條 当店は、次の場合には、運滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一 貨物の著しい滅失、き損その他の障害を発見したとき。

二 初期の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2 当店は、前項各号の場合において、指図をまつといふが、荷送人又は貨物引換証の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は貨物引換証の所持人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を適用します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による明告及び明記をしなかつた爆発、発火その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取扱い、破棄その他の運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による明告及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときは、同様とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、荷物の全部滅失に関する証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関して、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以後において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときは、同様とします。

3 当店は、荷物の全部滅失に関する証明の請求があつたときは、その概要(運賃、料金等の収受方法)

第三十二条 当店は、荷物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかると、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることがあります。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は何受人の責により置置された時間(貨物の積込み又は取扱いの時間)を含む)に応じて、当店が別に定める車両留置料を收受します(延滞料)。

第三十四条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に對し、年利十四・五八セントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

(運賃請求権)

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負つ事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收取しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を收受します。(事故等と運賃、料金)

第三十六条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をした

ときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、これを荷送人又は荷受人に支払います。

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の規定に對しては、使用予定車両が普通車である場合は、一両につき三千五百円、小型車である場合は、一両につき一千五百円。

(中止手数料)

第三十八条 当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人か

い受け取った時に始まります。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(責任の始期)

第三十九条 当店は、自己又は使用者その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

(コンテナ貨物の責任)

第四十条 前条の規定にかかると、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又はき損について、当店に対し損害賠償の請求をしようとすると、その損害が当店又はその使用者その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものは、その損害について、当店に対し損害賠償の請求をしようとすると、その損害が当店又はその使用者その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

第四十二条 当店は、荷物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状等の記載の不完全等の責任

第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十五条 当店は、荷物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状等の記載の不完全等の責任

第四十六条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

第四十七条 当店は、荷物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状等の記載の不完全等の責任

第四十八条 当店は、公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見するとのできないき損又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から一週間に内に当店に對してその通知を發したときは、「この限りではありません」。

(高価品に対する特則)

第四十九条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第五十条 当店の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見するとのできないき損又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から一週間に内に当店に對してその通知を發したときは、「この限りではありません」。

(高価品による火災)

第五十一条 高価品、同業競争、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 不可抗力による火災

三 同業競争、社会的騒擾その他の事変又は強盗

七 荷送又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第五十二条 当店は、公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見するとのできないき損又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から一週間に内に当店に對してその通知を發したときは、「この限りではありません」。

(高価品の額)

第五十三条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきであった日の到達地の価額によつて、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又はき損があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しのあつた日における引き渡された貨物と一部滅失又はき損がなかつたときの貨物との到達地の価額の差額によつてこれを定めます。

3 第二十五条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が支払つことを要しない運賃、料金等は、前一項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の到達地の価額又は損害賠償に

ついて争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評議によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条 当店は、前条の規定にかかると、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、それを適用しません。

3 前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これに適用しません。

4 利用運送の際の責任

第五十条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物を利用して運送を行つ場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

(賠償に基づく権利取得)

第五十一条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物を利用する一切の権利を取得します。

(第九節 連絡運輸)

(通し運送状等)

第五十二条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行つ場合(以下「この節において「連絡運輸の場合は」といふ。)において、当店が運送状を請求したときは、荷送人は、全運送について、運送状を提出しなければなりません。

2 連絡運輸の場合はにおいて、当店は、荷送人から貨物引換証の請求があつた場合は、当店は全運送についての貨物引換証を発行します。

3 前項の規定は、当店が運送状を提出しなければなりません。

(責任の原則)

第五十三条 当店は、連絡運輸の場合は、貨物を受け取るときまでに、荷送人の運送状について、その権利を行使します。

2 当店は、前項の規定にかかると、荷送人から貨物引換証の請求があつた場合は、当店は全運送について、運賃、料金等を收受します。

3 第一項の場合は、運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。

(中間運送人の権利)

第五十四条 連絡運輸の場合は、当店より後の運送事業者は、当店に代わつて、その権利を行使します。

(責任の原則)

第五十五条 当店は、連絡運輸の場合は、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

2 当店は、前項の規定にかかると、荷送人から貨物引換証の請求があつた場合は、当店は全運送について、運賃、料金等を收受します。

3 第一項の場合は、運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。

(運送期間)

第五十六条 連絡運輸の場合は、貨物の滅失、き損又は延着について、その事業者の運送約款又は運送に關する規定により計算した引渡しの定めるところによります。

2 その事業者の運送約款又は運送に關する規定により計算した引渡しの定めるところによります。

3 第一項の場合は、運送事業者が貨物の程度を調査して、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

(損害賠償事務の処理)

第五十七条 連絡運輸の場合は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査して、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

(損害賠償請求権の届け)

第五十八条 連絡運輸の場合は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査して、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検査及び検品その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」といふ。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を收受します。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合は除き、性質の許す限り、第一項の規定を適用します。

(品代金の取立て)

第六十一条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立て料の払込をしません。

3 第六十二条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したとときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。